

「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県（以下「県」という。）に帰属する「金のいぶき」のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の商標権及び著作権に基づく適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理)

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理は、宮城県農政部みやぎ米推進課（以下「みやぎ米推進課」という。）において行う。

(使用対象)

第3条 ロゴマーク等は、次のいずれかの場合に使用できるものとする。

- (1) 販売業者等が宮城県産の金のいぶき種の玄米を使用した別表1に定める商品販売のため米袋や包装等に使用するとき。
- (2) その他、宮城県産「金のいぶき」の認知度向上等のため米袋や包装等以外に使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定によるロゴマーク等の表示は、別記「『金のいぶき』ロゴマニュアル」のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の規定によりロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ県に「金のいぶき」ロゴマーク等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関がロゴマーク等を報道の目的で使用するとき。
 - (2) その他、県が適当と認めたとき。
- 2 申請書には、ロゴマーク等を使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた使用の申請については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

(使用の許可)

第6条 県は、ロゴマーク等使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、そのすべてを満たす場合は「金のいぶき」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、それ以外

の場合は「金のいぶき」ロゴマーク等の使用不許可通知書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) ロゴマーク等を別表1の玄米等の米袋や包装等に使用する場合は、原材料が宮城県産金のいぶき玄米のみであり、かつ、その原材料が「金のいぶき」生産対策実施要領（平成29年2月10日施行）の要件を満たしていること。

なお、別表1の加工食品の包装等に使用する場合は、別に定める。

- (2) ロゴマーク等の表示が「『金のいぶき』ロゴマニュアル」に合致していること。
- (3) ロゴマーク等を宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用のおそれがないこと。
- (4) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがないこと。
- (5) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められないこと。

- 2 県は、前項の規定によりロゴマーク等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をす
るに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用許可の期間）

第7条 使用許可の期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて第5条の申請を行い、使用許可を受けなければならない。ただし、見本に変更が無い場合は、第5条第2項の添付は省略できるものとする。

（使用状況の報告）

第8条 使用許可を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、使用許可を受けた期間について、年度ごとに「金のいぶき」ロゴマーク等使用状況報告書（別記様式4）を県に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告は、使用期間の属する年度の翌年度の4月末日までとする。
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた使用状況の報告については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

（使用上の遵守事項）

第9条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 食品表示法や健康増進法等の関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに県に連絡すること。
- (5) ロゴマーク等の使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、県に協力して

対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度県と協議して決定すること。

- (6) ロゴマーク等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 県がロゴマーク等の使用に関し確認を行う場合は、ロゴマーク等使用者は報告を求められた内容を回答しなければならない。また、県に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (8) ロゴマーク等の使用に当たり、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(使用許可の変更及び追加)

- 第10条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「金のいぶき」ロゴマーク等使用許可変更申請書（別記様式5）に許可書及び変更後の見本（見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる写真、図案等）を添えて県に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。
- 2 ロゴマーク等使用者が、使用許可を受けた内容とは別に、新たに商品等にロゴマーク等を使用しようとする場合は、第5条の規定による「金のいぶき」ロゴマーク等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。

(使用の中止)

- 第11条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、「金のいぶき」ロゴマーク等使用中止届（別記様式6）に許可書（変更があったときは、変更後のもの）を添えて県に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

- 第12条 県は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。
- (1) ロゴマーク等使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) ロゴマーク等使用者が第6条に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) その他「金のいぶき」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後2週間以内に、ロゴマーク等を使用した商品等を廃棄しなければならない。
- 3 県は、ロゴマーク等使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

- 第13条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 ロゴマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第15条 県は、ロゴマーク等の使用状況について、ロゴマーク等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は確認を行うことができる。

(商標の管理)

第16条 県は、申請書を審査し使用許可又は不許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、みやぎ米推進課内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名・住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 許可番号
- (6) 許可年月日
- (7) 満了年月日

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	対象商品
玄米等	玄米（殺菌殺卵処理をした玄米を含む）、発芽玄米
加工食品	穀物の加工品（ただし、発芽玄米及び殺菌殺卵処理をした玄米を除く。）、おにぎり、包装米飯（パックご飯）、弁当、すし、パン、ピザ、ハンバーガー、菓子、日本酒、麴、酒かす、みそ、しょうゆ、食酢、ドレッシング、米粉、米油、お茶漬け、肉製品、加工水産物、ライスミルク、アイスクリーム、玄米茶、玄米コーヒー、カレー・シチュー・ドリア・リゾット・スープのもと

農産物検査の等級	農産物検査で3等以上に格付けされたもの
----------	---------------------

※水稻新品種「金のいぶき」生産対策実施要領 別表1による

(別記様式1) (第5条関係)

「金のいぶき」ロゴマーク等使用申請書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(商品・資材名・イベント名など)
- 3 使用する形態 別添のとおり
※ロゴマーク等が表示された商品等の見本又は制作物の図案等を添付すること。
- 4 使用数量(制作物の数・印刷部数など)
- 5 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 「金のいぶき」玄米の仕入先(予定を含む)
名 称：
住 所：
電話番号：

(別記様式2) (第6条関係)

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

宮城県農政部みやぎ米推進課長

「金のいぶき」ロゴマーク等使用許可書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用に当たっては、「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守してください。

記

- 1 申請者
(住所及び氏名)
- 2 使用目的
- 3 使用する形態
- 4 使用数量
- 5 使用許可期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 その他特記事項
- 7 使用許可番号

(別記様式3) (第6条関係)

番 号
年 月 日

(申請者) 様

宮城県農政部みやぎ米推進課長

「金のいぶき」ロゴマーク等の使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった「金のいぶき」ロゴマーク等使用申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4) (第8条関係)

「金のいぶき」ロゴマーク等使用状況報告書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日付けで使用許可を受けた事項について、「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱第8条の規定により、その使用状況を報告します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 使用数量(制作物の数・印刷部数など)
- 5 「金のいぶき」玄米の仕入先
名 称：
住 所：
電話番号：
仕入数量：

(別記様式5) (第10条関係)

「金のいぶき」ロゴマーク等使用許可変更申請書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日付けで使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 変更する事項
※使用許可書及び変更後のロゴマーク等が表示された商品等の見本等又は制作物の
図案を添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

(別記様式6) (第11条関係)

「金のいぶき」ロゴマーク等使用中止届

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

届出者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日付けで許可を受けたロゴマーク等の使用を中止するので、「金のいぶき」ロゴマーク等使用管理要綱第9条の規定により、許可書を添えて届け出します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考